

長野県県民文化会館（愛称：ホクト文化ホール）内飲食店運営事業者 募集要項

1 趣旨

長野県県民文化会館（愛称：ホクト文化ホール）（以下「本会館」という。）3階のレストランスペースにおいて、飲食店を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を募集します。

2 本会館の概要

本会館は、県民の文化の振興と福祉の増進を図るため、昭和58年（1983年）に開館しました。以来、県民の芸術文化活動を支える拠点施設として、優れた文化芸術の創造・発信や、多様で優れた文化芸術の鑑賞機会の提供、県民の芸術文化活動への支援などを行ってきました。

また、オーストリアのウィーン楽友協会と姉妹提携を結び、その提携に基づく事業を実施しており、世界の文化の架け橋としての役割も担っています。

- (1) 所在地 長野県長野市若里1丁目1番3号（若里公園に隣接）
- (2) 敷地面積 23,497.07 m²（県有地、一部市有地あり）
- (3) 建築面積 9,280 m²（延面積 22,325.76 m²）
- (4) 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造 地上4階／地下1階
- (5) 駐車場 普通車210台／車椅子専用5台／身障者用5台／バス20台
- (6) 年間利用者数 316,356人（平成30年度実績）
277,187人（令和元年度実績）
60,178人（令和2年度実績）
126,418人（令和3年度実績）
※令和2～3年度は、改修工事及び新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が例年に比べて大幅に減少しています。
- (7) 管理運営 平成18年度から、（一財）長野県文化振興事業団が指定管理者として管理運営を行っています。

3 店舗の概要

本会館3階の東側に位置しています。（別紙食堂位置図、食堂平面図のとおり）

- (1) 面積：59.72 m²
 - ① カウンタースペース 10.54 m²
 - ② 厨房 16.82 m²
 - ③ パントリー 25.01 m²
 - ④ 倉庫 7.35 m²※ 客席スペースについては、使用許可の範囲外とし、飲食店利用者に限らず使用することのできる自由なスペースとします。
- (2) 設備品：別紙備品一覧のとおり

4 営業条件等

長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）（以下「規則」という。）に基づき、行政財産目的外使用許可を行うものとします。

(1) 使用許可期間

行政財産目的外使用許可事務取扱いについて（通知）（以下「取扱い」という。）第2により、使用許可期間は以下のとおりとします。

なお、使用許可期間は、当面、令和5年度に限って更新することができます。（令和5年度に本会館の次期指定管理者の選定手続があることから、同手続が完了したのち、令和6年度の使用許可期間の更新の可否等についてお知らせします。）

ア 使用許可開始日：令和5年2月1日から ※営業準備期間を含む。

イ 期限：令和5年3月31日まで（2ヶ月間）

(2) 使用料

使用に際しては、長野県知事に対し、行政財産目的外使用許可申請を行うとともに、取扱い第3に基づき算定した使用料を、県が示す期限までに納付することとなります。

なお、令和4年度の使用料は58,524円です。（令和5年2月1日～令和5年3月31日）

(3) 飲食店の営業日及び営業時間

基本的に、営業日は本会館の営業日、営業時間は多目的スペースの開放時間に準じることとし、本会館（指定管理者）と協議の上、決定するものとします。

・[多目的スペース開放予定時間] 午前9時から午後4時（ホールイベント開催日は開演後15分）

・[休館日] 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12月28日～1月3日）

※保守点検等により臨時休館となる日があります。

(4) 営業内容

本会館のにぎわいを創出し、本会館の雰囲気や利用者のニーズにあった魅力的な飲食サービスを提供してください。また、未就学児から高齢者まで幅広い年齢層に利用されていることから、幅広い年齢層のニーズに合うメニューとするよう工夫してください。

本会館主催の催し物において、ドリンクサービスを提供するなど、本会館の要望に対し、可能な範囲で積極的に協力してください。

多目的スペースはセルフサービスの飲食場所として利用できますが、貸し切り営業はできません。

(5) 営業に関する保健所、消防署等の許認可

営業に必要とする事項については、運営事業者の責任において取得してください。

(6) 水道光熱費等の負担区分について

貸与備品以外の一切の什器、備品及び消耗器具類の費用、光熱水費、人件費、清掃費、廃棄物処理費用、その他飲食店営業に係る一切の経費は、原則として運営事業者の負担とします。

※光熱水費については、本会館の指定管理者において、使用料を算定の上、請求します。

(7) 施設・設備等について

営業に際し改装や備品整備など現状変更が必要な場合は、県と協議を行うこととし、また、その費用は、一部運営事業者の負担とする場合があります。

(8) 許可の取消

営業開始後、県が本営業条件を満たしていないと認めるときは、使用許可を取り消す場合があります。

(9) 原状回復等

運営事業者は、使用期間が満了し、又は許可が取り消された場合には、速やかに原状回復してください。また、運営事業者は、県に対し、原状回復に要した費用を請求することができません。

(10) 新型コロナウイルス感染症対策について

営業に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、県からの要請や業界ごとの感染拡大防止ガイドラインに基づき適切な感染防止策を講じてください。

5 応募資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4第1項又は第2項各号に該当する者ではないこと。

(2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(3) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は第11項に規定する接客業務受託営業を営む者でないこと。

- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者でないこと。
- (6) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

6 応募方法

- (1) 提出書類（全てA4サイズに統一し、正副1部ずつ、計2部提出のこと）

書類名	法人	個人	摘要
長野県県民文化会館内飲食店運営事業者申込書	○	○	別紙様式1
運営事業者概要書	○	○	別紙様式2
役員等一覧	○	○	別紙様式3
運営計画書	○	○	別紙様式4
委任状	△	△	別紙様式5 支店・営業所等が契約の締結等を行う場合に提出
誓約書	○	○	別紙様式6
長野県税の納税証明書	○	○	未納の県税徴収金がない旨の証明 発行後3か月以内のものに限る
法人登記簿謄本	○		現在事項全部証明書 発行後3か月以内のものに限る
住民票記載事項証明書		○	発行後3か月以内のものに限る
同様の店舗の営業・運営実績を示す書類	○	○	任意様式
会社概要パンフレット	△	△	

※○：必ず提出、△：必要に応じて提出

- (2) 応募受付期間

令和4年11月24日（木）午前10時00分から令和4年12月16日（金）午後5時15分まで（必着）

- (3) 申込書等の提出先・問い合わせ先

長野県県民文化部文化政策課芸術文化係
 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
 電話：026-235-7282 FAX：026-235-7284
 E-mail: geijutsu@pref.nagano.lg.jp
 ※持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

- (4) 注意事項

ア 応募内容の変更

提出された書類の内容を変更することはできません（ただし、軽微なものは可能です。）。

イ 追加資料の提出

県が必要と判断する場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 応募書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。

なお、提出された書類については、個人に関する情報を除き、公開することがあります。また、運営事業者の選定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 応募の辞退

書類提出後に辞退しようとする場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

7 現地見学会

下記のとおり現地見学会を開催します。なお、現地見学会に参加しなくても応募は可能です。

(1) 開催日時

令和4年12月1日（木）午後2時から

(2) 集合場所

長野県県民文化会館 管理事務室

(3) 参加申込

令和4年11月29日（火）午後5時15分までに、申込書（別紙1）を持参、郵送、メール又はFAXにてお申し込みください。（必着）

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 申込先

6（3）に同じ。

8 質問の受付及び回答

応募に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和4年11月24日（木）から令和4年12月7日（水）まで（必着）

イ 受付方法

質問票（別紙2）を持参、郵送、メール又はFAXにて提出してください。

※口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けません。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出先

6（3）に同じ。

(2) 回答方法

県ホームページにて公表します。

9 運営事業者の選定の方法

事業者の選定にあたっては、選定委員会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席をお願いします。

なお、プレゼンテーションの実施日及び場所については、別途通知します。

項目	審査内容	配点
1 出店意欲	・応募理由等から強い熱意・出店意欲が感じられるか。	15
2 経営方針（コンセプト）	・経営方針（コンセプト）は魅力的か。 ・店舗は文化会館の雰囲気合っているか。 ・利用しやすい店舗か。 ・提案の実現性は高いか。	20

3	メニュー内容	<ul style="list-style-type: none"> ・メニューは文化会館の雰囲気に合っており魅力的か。 ・メニューの品揃えは豊富か。 ・新規性・独創性（看板メニュー、看板商品がある等）は高いか。 ・提案の実現性は高いか。 	25
4	価格設定	<ul style="list-style-type: none"> ・値段に見合ったメニューとなっているか。 ・価格は世間の相場と比べ、著しく高額となっていないか。 	10
5	安全衛生の確保・環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への衛生、環境等に関する教育は適切か。 ・リサイクル等の環境に配慮した運営となっているか。 	10
6	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員体制は適切か。 ・類似の業務実績はあるか。 ・今後、継続した業務は可能か。 	10
7	その他、運営に当たり特に優れている事項	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、特に優れている点を評価する。 (例：利用者へのサービス、県産品、県産食材の使用等) 	10
合 計			100

※各項目について、A・B・C・D・E の5段階で評価を行います。

10 選定者、非選定者への通知

- (1) 選定結果については、その理由を付して文化政策課長から通知します。
- (2) 上記(1)の非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により文化政策課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- (3) 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所：6(3)に同じ。
 - イ 提出方法：持参、郵送、メール又はFAXにて提出してください。